

	長柄町男女共同参画計画
策定の趣旨	<p>平成 11 年に施行された「男女共同参画社会基本法」をはじめとし、平成 13 年の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」、平成 28 年の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の施行など、我が国を取りまく男女共同参画社会形成への意識は、着実に高まっているといえる。</p> <p>本町においても、こうした時代の流れに呼応し、次第に意識の変化が見られるところであるが、家庭や地域社会での固定的な役割分担といった観点においては、いまだに旧来の意識が強く残る分野もあり、男女共同参画の概念が十分に浸透したとはいえない状況である。</p> <p>本計画は、国及び県の動向を勘案しながら、町民との対話・庁内での連携を図り、今後の男女共同参画推進の方向性を提示する計画として策定するものである。また、DV 防止法の理念である DV 被害者に係る保護、女性活躍推進法に基づく女性の職業生活における活躍の推進等についても併せて方向性を提示することとする。</p>
計画の位置付け	<p>① この計画は、「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に基づく計画であり、長柄町における男女共同参画社会の形成を促進するための基本となる計画である。</p> <p>② この計画は、内閣府「第 4 次男女共同参画基本計画」、「第 4 次千葉県男女共同参画計画」及び「第 5 次長柄町総合計画」をはじめとする町の関連諸計画との整合を図りながら、本町における男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画である。</p> <p>③ この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下、「DV防止法」という。)第 2 条の 3 第 3 項に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策の実施に関する基本計画としても位置づけている(該当箇所:基本的な課題 5)。</p> <p>④ この計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第 6 条第 2 項に基づき、町内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての市町村推進計画としても位置づけている。</p>
計画の期間	この計画の期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とする。
基本目標	<p>① 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり</p> <p>課題1 男女共同参画の意識づくり</p> <p>課題2 男女が互いを尊重できる教育・学習の充実</p> <p>② あらゆる分野での男女共同参画の実現</p> <p>課題3 ワーク・ライフ・バランスの推進</p> <p>課題4 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進</p> <p>③ 健康で安心安全な社会づくり</p>

	<p>課題5 あらゆる暴力の根絶と人権の尊重</p> <p>課題6 生涯を通じた健康づくりの推進</p> <p>課題7 防災・防犯分野における男女共同参画の推進</p> <p>④ 誰もが輝く環境づくり</p> <p>課題8 女性活躍の推進</p>
<p>課題解決への施策</p>	<p>① 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり</p> <p>課題1 男女共同参画の意識づくり</p> <p>施策 ・啓発活動(企画財政課)</p> <p>男女共同参画社会の実現に向け、町ホームページや広報ながらなどで啓発活動を実施する。</p> <p>・情報収集および情報提供(総務課)</p> <p>内閣府や県の動きを捉え、関係各機関に情報提供を行う。</p> <p>指標 千葉県男女共同参画地域推進員による啓発活動</p> <p>現状:推進員の人数 1名 (令和7年4月1日時点)</p> <p>目標:推進員の人数 1名 (令和7年度末)</p> <p>課題2 男女が互いを尊重できる教育・学習の充実</p> <p>施策 ・男女平等教育の推進(学校教育課)</p> <p>性別にとらわれず、個性を重視した男女平等教育・人権教育を推進する。</p> <p>指標 男女共同参画関連講座の開催</p> <p>現状:年間 0回 (令和7年度)</p> <p>目標:年間 1回以上 (令和7年度)</p> <p>② あらゆる分野での男女共同参画の実現</p> <p>課題3 ワーク・ライフ・バランスの推進</p> <p>施策 ・ワーク・ライフ・バランスの普及啓発(企画財政課)</p> <p>広報やホームページを活用し、町民や事業者への普及啓発を行う。</p> <p>・介護サービス情報の提供(福祉課)</p> <p>仕事と介護の両立をする方々の負担を軽減するため、介護サービスが円滑に利用できるよう、情報提供を行う。</p> <p>・放課後学童クラブ(福祉課)</p> <p>放課後からの時間帯において、働く保護者を支援するため、児童の安全な居場所を提供し、健全育成を目的とした学童クラブを運営する。</p> <p>・保育サービス(こども園)</p>

こども園における延長保育・一時預かり事業を実施する。

・こども園における子育て支援事業(こども園)

親子の集団保育体験や、同年齢の園児との遊びを通じた交流、育児や栄養相談等、子育て中の親子を支援する。

・就学支援事業(学校教育課)

子育てにおいて経済的な支援が必要な家庭に就学援助費を支給する。

・男女雇用機会均等法等の啓発(総務課・産業振興課)

リーフレット等の設置や商工会を通じて町内事業者等への啓発に努める。

・再就職支援セミナー等の開催(産業振興課)

千葉県ジョブサポートセンター、ジョブカフェちば等との連携のもと、希望する職業・再就職の支援に努める。

指標 長柄町特定事業主行動計画の推進(育児休業取得率※男女共に)

現状:男性 100.0% 女性 100.0% (令和7年度)

目標:男性 20.0% 女性 100.0% (令和7年度)

課題4 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

施策 ・長柄町特定事業主行動計画の推進(総務課)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく「長柄町特定事業主行動計画」を推進し、男女を問わず働きやすい職場環境の整備に努める。

・人材育成の推進(総務課)

社会情勢の変化と地方分権の進展を背景に、職員に求められる資質の向上を図り、時代の要請に応じた育成を図る。

・各種委員会への登用促進・公募の推進(各関係課)

広く町政に参画できるよう、委員会においては女性委員の登用を促進し、また、公募枠の設定・配慮に努める。

指標 各委員会における女性登用率

現状:29.0% (令和7年度)

目標:30.0% (令和7年度)

③ 健康で安心安全な社会づくり

課題5 あらゆる暴力の根絶と人権の尊重

施策 ・DV相談体制の広報(企画財政課)

内閣府男女共同参画局による「DV相談ナビダイヤル」をはじめ、各

	<p>種支援策を広報し、周知を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳・戸籍事務におけるDV被害者支援措置の実施(税務住民課) 住民基本台帳、戸籍事務においてDV被害者を保護する措置を徹底し、被害者の保護に努める。 ・DV被害者の生活支援(福祉課・税務住民課) DV被害者が安定した生活を送れるよう、支援体制の整備や関係機関との連携を行う。 ・子ども相談業務(福祉課) 児童委員等が児童虐待や子どもの養育などに関する相談に応じる。 ・長柄町虐待防止対策等ネットワーク(福祉課) 千葉県長生健康福祉センター、千葉県東上総児童相談所ほか多種多様な関係団体との連携を図る。 <p>指標 子ども相談開催 現状:年間 0回(令和7年度) 目標:年間 2回(令和7年度)</p> <p>課題6 生涯を通じた健康づくりの推進</p> <p>施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康ポイント事業(健康保険課) ウォーキングの歩数や公民館・武道館教室等に参加した回数に応じてポイントを付与し、健康的な生活につながるよう支援する。 ・健(検)診事業(健康保険課) 様々な健(検)診により、健康状態の把握に努め、結果により医療機関の受診を勧奨し、疾病の予防を図る。 ・予防接種助成事業(健康保険課・福祉課) 年齢により、インフルエンザ・肺炎球菌の予防接種に対して助成を行い、健康の増進に努める。 ・母子保健事業(福祉課) 安心して出産・子育てができるよう環境を整え、健康的な生活環境が構築できるよう支援していく。 ・健康推進事業(健康保険課) 生活習慣病の予防・早期発見・早期治療を推進し、検診や運動教室を通じて健康状態の向上を図る。 ・生涯スポーツの推進(生涯学習課) 生涯を通じてスポーツに親しみ、健康的な生活を送れるよう支援する。
--	--

指標 健康ポイント事業の推進

現状:402 人(令和8年3月1日時点)

目標:363 人(令和7年度末)

課題7 防災・防犯分野における男女共同参画の推進

施策 ・男女共同参画の視点を取り入れた地域防災計画(総務課)

内閣府による「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」を反映した地域防災計画の策定を進める。

・自主防災組織の推進(総務課)

「自分たちの地域は、自分たちで守る」という地域住民の自衛意識や連帯感に基づき、防災組織の自主的な結成、運営を支援する。

・地域防犯活動の推進(総務課・学校教育課)

防犯指導員・青少年相談員・各駐在所等と連携し、防犯灯の管理や防犯パトロール等の活動を通じて、安心安全なまちづくりを図る。

指標 女性の防犯指導員数

現状:0人(令和7年度)

目標:1人(令和7年度)

④ 誰もが輝く環境づくり

課題8 女性活躍の推進

施策 ・長柄町特定事業主行動計画の推進(再掲)(総務課)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく「長柄町特定事業主行動計画」を推進し、男女を問わず働きやすい職場環境の整備に努める。

・人材育成の推進(再掲)(総務課)

社会情勢の変化と地方分権の進展を背景に、職員に求められる資質の向上を図り、時代の要請に応じた育成を図る。

・情報の公表(総務課)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 19 条第 6 項及び、同法第 21 条に基づき、「長柄町特定事業主行動計画」に基づく取組の実施状況、女性の職業選択に資する情報をホームページで公表する。

指標 女性管理職割合

現状:27.3% (令和7年度)

目標:30.0% (令和7年度)

